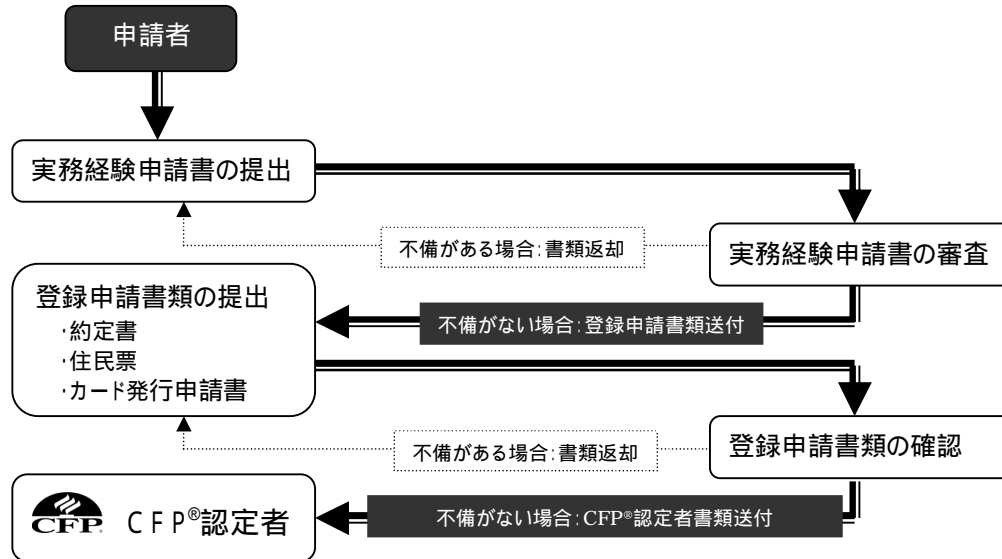


【CFP®認定】における実務経験について

CFP®認定者までの登録の流れ



1. 実務経験による申請

試験全6課目合格日前10年～後5年の間に「**通算で3年間**」の実務経験を有していることが要件となります。実務経験は「FPの6ステップ」のうちいずれかの経験をしていることが条件となります。

「FPの6ステップ」のうちいずれかの経験

事項	例示
ステップ1 「顧客との関係確立と その明確化」	顧客に対するファイナンシャル・プランニングの概念の説明や、個人又は会社が提供するサービスを明示し、顧客と自らの責任範囲を明確化すること。 ・FPの分野に関する相談業務における相談者に対する説明等 ・金融機関等における顧客等に対する業務説明や営業活動等 ・土業等における顧客等に対する業務説明等
ステップ2 「顧客データの収集と 目標の明確化」	顧客との面接や、顧客の財政状況、FPの責務やFPへの期待等に関する様々な質問等が含まれ、顧客の目標・ニーズやその優先順位を明確化し、顧客の価値観や姿勢を評価し、顧客の時間的目標やリスク許容度を明確にすること。 ・FPの分野に関する相談業務における相談者に対するヒアリング等 ・金融機関等における顧客等に対するヒアリング等 ・土業等における顧客等に対するヒアリング等
ステップ3 「顧客のファイナンス状態 の分析と評価」	顧客の現状のキャッシュフロー・ニーズ・リスク管理、投資・税金・退職・福利厚生・相続・事業承継や、特定のニーズ等に関する顧客データの分析と評価を行うこと。 ・FPの分野に関する相談業務における相談者のデータ等の分析・評価 ・金融機関等における顧客等のデータ等の分析・評価 ・土業等における顧客等のデータ等の分析・評価
ステップ4 「プランの検討・作成と 提示」	顧客との共同作業を通じ、顧客の目標や期待に沿ったプランを提示し、必要に応じてプランを修正すること。 ・FPの分野に関する相談業務における相談者へのプランの提示 ・金融機関等における顧客等への各種商品等の提示 ・土業等における顧客等への解決策等の提示

ステップ5 「プランの実行援助」	顧客がファイナンシャル・プランを実行に移すことの支援を行い、必要に応じて各種専門家との連携を行うこと。 ・FPの分野に関する相談業務におけるプランの実行の代理・代行・同行・補足等 ・金融機関等における顧客への各種商品等の販売・仲介等 ・土業等におけるプランの実行の代理・代行・同行・補足等
ステップ6 「プランの定期的見直し」	実行援助後の環境の変化等に対応するための顧客との面談や評価、又は変化に対応するための新たなプランの提示等を行うこと。 ・FPの分野に関する相談業務における顧客との継続的な相談 ・金融機関等における顧客への継続的な面談や新商品の提示等 ・土業等における顧客との継続的な相談や新制度への対応の提示等

次の2つを満たすことを要件とします(業種・職種・雇用形態等によって狭義に定義するものではありません)。

『FP学習ガイド』に規定する項目の経験であること(『FP学習ガイド』はMyページで確認できます)

「顧客」がいること

- * 「顧客」とは「サービスを提供される者」であって、そのサービスの対価が有料であるか否かは問いません(ボランティアも可)
- * 自身が直接顧客と接する「フロント業務」だけでなく、「バックオフィス業務」等も含まれます。
- * 「年数」とはその経験を「継続的」に行っていた時期を指しますが、その間の経験回数(相談回数等)自体は考慮しません。

実務経験に該当する例

(以下は、あくまでも一例であり、前述の趣旨を基準として総合的に審査します。)

《銀行等の金融機関・保険・証券・不動産等ならびに『FP学習ガイド』に規定する学習項目の実務に関連する企業・団体勤務の場合》

- ・ 営業・渉外部門での顧客対応(窓口・外交)
- ・ 各種商品提案・販売
- ・ 本部営業支援部門での顧客対応支援(本部における支店からの問い合わせ対応等)
- ・ 本部研修部門での所属社員に対するFP分野に関する教育活動

《FP事務所・土業事務所等の場合》

- ・ 自身のFP業、税理士業、公認会計士業、社会保険労務士業、弁護士業等
- ・ 事務所勤務による顧客対応等の支援・補助

《一般企業の場合》

- ・ 人事・福利厚生部門などにおける『FP学習ガイド』に規定する学習項目に関する所属社員等への業務上のアドバイス
- ・ 『FP学習ガイド』に規定する学習項目に関する知識・6ステップを活用した顧客との折衝

《その他》

- ・ ボランティア(無償)として行うFP相談業務(ただし、親族等に対する単発的なものは除く)

2. その他の経験による申請

事項	年数
協会が実施する「レジデンスコース」の受講・修了	プログラム毎に別に定める年数
1) 認定教育機関が実施する継続教育研修の中で、協会が「みなし実務研修」として認めたものの受講・修了	プログラム毎に別に定める年数
2) ファイナンシャル・プランニング分野に係る大学・大学院での継続的な教育活動	年数上限なし
3) CFP®認定基準規程第3条二に定める大学院の修了	2年を上限とする

1) 「みなし実務研修」

「みなし実務研修」は継続教育研修のひとつであり、日本FP協会が認定している認定教育機関で実施されます。実務経験がない場合は、実務経験として申請できる「みなし実務研修」を受講することにより、それぞれの研修により定められた実務経験年数として申告することができます。また、実務経験の年数が不足している場合など、「みなし実務研修」を受講することにより、不足している経験年数を補うこともできます。

「みなし実務研修」経験年数の換算 2時間 = 1ヶ月 (72時間 = 36ヶ月 <3年>)

2) ファイナンシャル・プランニング分野に係る大学・大学院等での継続的な教育活動
大学・大学院での研究者（教授）等を指します。

3) CFP®認定基準規程第3条二に定める大学院の修了

「CFP®認定教育プログラム」に対応する課程を実施する下記の大学院で所定の課程を修了した方は、AFP認定を経ることなく、CFP®資格審査試験を直接受験することができます。

- ・ 札幌学院大学大学院 法学研究科 地域社会マネジメント研究科
- ・ 千葉商科大学会計専門職大学院 会計ファイナンス研究科
- ・ 専修大学大学院 経済学研究科 商学研究科
- ・ 多摩大学大学院 経営情報学研究科
- ・ 明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス研究科
- ・ 名古屋商科大学大学院 会計ファイナンス研究科
- ・ 京都学園大学大学院 経済学研究科 経営学研究科 法学研究科
- ・ 立命館大学専門職大学院 経営管理研究科
- ・ 広島修道大学大学院 商学研究科 法学研究科 経済科学研究科


(都道府県別五十音順)

この規定によりCFP®資格審査試験の受験資格を得てCFP®資格審査試験に合格した方は、CFP®エントリー研修を修了しても、当該大学院を修了（卒業）しない限りCFP®認定を受けることはできませんが、当該大学院での在籍期間は2年間を上限として実務経験として申請することができます。

◆ 上記大学院で所定の課程を修了した方以外にはこの規定は適用されません。

上記1, 2による申請は、原則として証明書類は不要ですが、
内容を証明する書類の提出を求める場合もあります。

実務経験申請書に記された内容はCFP®認定者登録においてのみ使用し、第三者に提供する行為はいたしません。

 CFP®, CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSB とのライセンス契約の下に、日本国内においては NPO 法人日本FP協会が商標の使用を認めています。AFFILIATED FINANCIAL PLANNER®, アフィリエイテッド ファイナンシャル プランナー®は、NPO 法人日本FP協会の登録商標です。